

## 甲しんキャッシュカード規定

令和7年11月5日現在

### 1. (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。)について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

なお、ICチップを搭載したカードでICチップ機能を利用する場合については、以下に「ICチップ」の文言を使用して、ICチップ独自の機能であることを明示します。ただし、ICチップに対応していない読取装置では、ICチップ機能は利用できません。

#### (1) 磁気ストライプ機能を利用する場合

- ① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合(第2項第1号により預金に預け入れをする場合を除きます。)
- ② 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合(第2項第2号により預金に払戻しをする場合を除きます。)
- ③ 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の現金自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合(第2項第3号により振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合を除きます。)
- ④ その他当金庫および提携サービス提供先所定の取引をする場合

#### (2) ICチップ機能を利用することができる場合

- ① 預金機のうち当金庫所定のICチップ機能が利用できる当金庫および預入提携先の預金機(以下「預金機」とは前項第1号の預金機とこの預金機のことをいいます。)を使用して預金に預入れをする場合
- ② 支払機のうち当金庫所定のICチップ機能が利用できる当金庫および支払提携先の支払機(以下「支払機」とは前項第2号の支払機とこの支払機のことをいいます。)を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 振込機のうち当金庫所定のICチップ機能が利用できる当金庫および振込提携先の振込機(以下「振込機」とは前項第3号の振込機とこの振込機のことをいいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

④ その他当金庫および提携サービス提供先所定の取引において、ICチップに対応した読取機器による場合

(3) 当金庫が法人にあてて発行したカード（以下「法人カード」といいます。）についての「預入提携先」、「支払提携先」、「振込提携先」は、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）とします。なお、「ゆうちょ銀行」、「ローソン銀行」は「預入提携」、「支払提携」のみの取扱いとなります。

## 2.（預金機による預金の預入れ）

(1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

## 3.（支払機による預金の払戻し）

(1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額と回数の範囲内とします。

(3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人（法人の場合は代表者）から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額と回数の範囲内とします。なお、ICチップ機能を利用した払戻しと磁気ストライプ機能を利用した払戻しについて、各々の金額と回数について届出があった場合は、別々に管理します。

(4) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引等当座貸越契約のある普通預金については、その利用範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

## 4.（振込機による振込）

(1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

## 5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

## 6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人（預入者本人の親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。

なお、令和3年3月31日をもって新規発行を終了し、再発行およびICカードへの切替のみ発行します。

法人カードについては取扱いがありません。

- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。
- (4) 代理人の行為により本人に損害が生じた場合、その損害は本人が負担するものとし当金庫は責任を負いません。
- (5) 代理人カードの利用を停止する場合は、当金庫所定の方法により当金庫あて届出てください。

## 7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口で所定の方法により預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入、および本人確認資料の提示を求める場合があります。

- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

ただし、この場合、受付時間等により翌営業日付の振込となる場合があります。

#### 8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。

#### 9. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人（法人の場合は代表者）に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は住所（法人の場合は事業所の住所および代表者の住所を含みます）・生年月日・電話番号や連続した番号等の他人に類推されやすい番号のご利用は避け、他人に知られないよう管理してください。
- (3) カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人（法人の場合は代表者）から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (4) 前項の連絡後は、すみやかに当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。なお、連絡が錯誤による場合でも、紛失等の正式な届出を提出のうえ、発見等の届出の手続を経なければ停止措置の解除はいたしません。
- (5) 暗証番号を当金庫所定の回数以上誤入力した場合、そのカードは失効し利用できなくなります。暗証番号の失念や誤入力等によりカードが利用できなくなった場合は、当金庫所定の手続により再発行いたしますのでお申し出ください。
- (6) カードの所有権は当金庫に属し、交付を受けた本人（法人の場合は代表者）は善良なる管理者の注意を持って管理するものとします。当金庫に故意または重大な過失がある場合を除き、記録装置の故障、カードの破損・汚損・摩耗による劣化や磁気の記録消失等による損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

#### 10. (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 当金庫が個人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生

じた払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

- (2) 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、前条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうちは、当金庫および支払提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

#### 11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) 当金庫が個人のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しについては、次の各号により取扱います。

- ① 当該払戻しについては、次のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

A カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

B 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

C 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- ② 前号の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- ③ 前2号の規定は、第1号にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- ④ 第2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

A 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- a 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
- b 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
- c 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

B 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

- (2) 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、第9条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうへは、当金庫および支払提携先は責任を負いません。ただし、第9条3項の通知を受理した後に生じた当該カードの不正使用による損害については、この限りではありません。

#### 12. (届出事項の変更等)

氏名（法人の場合は法人名、代表者）、住所、代理人、暗証番号、支払限度額、回数、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

#### 13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失およびカードの失効等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。
- (2) 停電・故障等によりカードのお取扱いができない場合に窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 15. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、当金庫所定の書式により届出たうへで、そのカードを当金庫取引店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当金庫取引店に返却してください。

- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。ただし、本人（法人の場合は代表者）から利用停止の解除の申出があった場合は、当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、申出人が本人（法人の場合は代表者）であること、また、利用停止事由に該当しないことが確認できた場合には停止を解除します。
- ① 第16条に定める規定に違反した場合
  - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合
- 16.（譲渡、質入れ等の禁止）  
カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。
- 17.（規定の適用）
- (1) この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、振込規定および各種カードローン契約書の各条項により取扱います。
  - (2) 第1条第1項第4号および第1条第2項第4号に定める取引については、別途定めるものとします。
- 18.（規定の変更等）
- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
  - (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上